

桑名市告示第124号

桑名市選べる桑名子育てリフレッシュ事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市選べる桑名子育てリフレッシュ事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市選べる桑名子育てリフレッシュ事業実施要綱（令和5年桑名市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1歳未満」を「0歳児から2歳児まで」に改める。

第4条中「1歳未満」を「0歳児から2歳児まで」に改め、「者であって、」の次に「基準日（対象児童の出生の日、1歳の誕生日又は2歳の誕生日のうち、チケットの支給を受ける年度に属する日をいう。以下同じ。）時点で」を、「もの」の次に「及び基準日から基準日の属する年度の3月31日までの間に市に転入し、市の住民基本台帳に記録されたもの（以下「転入者」という。）」を加える。

第5条第3項中「対象児童の出生の日から1歳の誕生日の属する月の末日まで」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 0歳児から2歳児 基準日の属する月の初日から基準日の1年後の日の属する月の末日まで
- (2) 転入者 転入の日の属する月の翌月の初日から基準日の1年後の日の属する月の末日まで又は転入の日の3月後の日の属する月の末日までのいずれか長い期間

第9条第3項第1号中「1人」を「1回」に改め、同項第2号中「1人」を「1回」に改め、「5,500円」の次に「又は税込み11,000円」を加え、同条第4項中「5つ」を「8つ」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。